

## 2026年1月以降の電気料金のお支払いに関する変更点について

### 1. 概要

島根県隠岐諸島および山口県見島のお客さまへの電気の供給につきましては、電気事業法の改正に基づき、2020年4月から、中国電力株式会社（中国電力）の送配電部門を分社化した「中国電力ネットワーク」が担っております。

分社化以降、電気料金のご請求等は中国電力に委託しておりましたが、2026年1月以降は中国電力ネットワークからのご請求等に変更させていただくことになりました。

このため、お客さまの電気料金のお支払いに関して、2. のとおり変更させていただきますので、何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 2. お支払い方法ごとの変更点

#### (1) 口座振替をご利用のお客さま

毎月23日（金機関休業日の場合は翌営業日）の引落としとなります。

#### (2) クレジットカード払いをご利用のお客さま

毎月20日締めで、クレジットカード会社へ請求いたします。なお、クレジットカード会社からお客さまへの請求については、各クレジットカード会社の締切日をご確認ください。

#### (3) 振込票をご利用のお客さま

振込票のバーコードご利用によるコンビニ店等やスマートフォンの決済アプリ等でのお支払いには手数料は発生いたしません。ただし、銀行振込でのお支払いには、金融機関所定の振込手数料が必要となります。

以 上